

埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 この会議は、認知症等により援護を必要とする高齢者等(以下「要援護高齢者等」という。)の権利擁護を図るために関係団体が連携し、市町村による要援護高齢者等への支援の方策について検討することを目的とするものである。

(名称)

第2条 この会議は、埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議(以下「会議」という。)と称する。

(協議事項)

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 要援護高齢者等を発見する体制に関すること
- 二 要援護高齢者等を援護する体制に関すること
- 三 その他、要援護高齢者等支援に関すること

(構成)

第4条 会議は、別表に掲げる団体の推薦を受けた委員をもって構成する。

- 2 会議には会長を置く。会長は、埼玉県福祉部地域包括ケア課長の職にある者とする。

(会議)

第5条 会長は、必要と認められるときに会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(協議事項の処理)

第6条 各委員は、会議において決定した事項については、積極的にその実施を図るものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月6日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

別表

埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議 構成員

	団体
1	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
2	一般社団法人 埼玉県老人福祉施設協議会
3	一般財団法人 埼玉県民生委員・児童委員協議会
4	埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会
5	公益社団法人 認知症の人と家族の会埼玉県支部
6	公益財団法人 埼玉県老人クラブ連合会
7	一般社団法人 埼玉県医師会
8	埼玉県新聞販売組合
9	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社
10	埼玉県ガス協会
11	一般社団法人 埼玉県LPGガス協会
12	株式会社 埼玉りそな銀行
13	株式会社 武蔵野銀行
14	埼玉縣信用金庫
15	日本郵便株式会社 関東支社
16	公益社団法人 日本水道協会埼玉県支部
17	一般社団法人 埼玉県浄化槽協会
18	埼玉県一般廃棄物連合会
19	埼玉県生活環境保全協同組合
20	埼玉県市長会会長の属する市
21	埼玉県町村会会長の属する町村
22	埼玉県福祉部地域包括ケア課
23	埼玉県福祉部福祉政策課
24	埼玉県福祉部社会福祉課
25	埼玉県福祉部障害者福祉推進課
26	埼玉県県民生活部消費生活課
27	埼玉県消費生活支援センター
28	埼玉県県民生活部防犯・交通安全課
29	埼玉県警察本部生活安全部生活安全総務課
30	さいたま地方法務局人権擁護課